

## ヴィッセル神戸おとなのサッカー教室規約

### 第1章 【名称・目的】

本規約は、「ヴィッセル神戸おとなのサッカー教室」（以下、「本教室」という。）と称する教室を開催することについて、本教室の会員（以下、単に「会員」という。）がサッカーを通じて、サッカー技術の向上、心身の健康維持・増進およびメンバー相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第2章 【運営管理】

本教室は、楽天ヴィッセル神戸株式会社（所在地：神戸市中央区海岸通 1-2-31 神戸フコク生命海岸ビル 4 階。以下、「会社」という。）が運営管理を行う。

### 第3章 【活動における規約】

会員は、本教室の活動に際して、次の各号を遵守し、または確認して了承する。

#### 1. 健康状態及び事前申告について

- ① 会員は、本教室の活動に耐えうる健康体であることを前提とする。
- ② 特異体質や既往症などにより、活動の際に留意点がある場合は、事前にヴィッセル神戸サッカースクール事務局（以下、「事務局」という。）に書面で申告する。
- ③ 在籍中に健康状態の変化により本教室の活動への参加に問題が生じる可能性がある場合は、事務局にすみやかに報告する。
- ④ 医師から運動を禁じられた場合や、会社により本教室の活動への参加が困難だと判断される場合には、その判断を受け入れる。

#### 2. ユニフォーム等の着用について

- ① 本教室活動時は、必ず会社指定のユニフォームを着用しなければならない。ただし、ヴィッセル神戸公式シャツ（エンブレム付）は代替して着用可能とする。
- ② メガネ、指輪、ネックレス、ピアスを含むあらゆる装身具の着用を禁止する。なお、防寒対策のため、防寒用ニット・ネックウォーマーに限り着用可能とする。  
また、すねあて（レガース）は必ず着用しなければならない。
- ③ 通常のメガネは、安全性の観点から着用することができず、ソフトコンタクトレンズまたはスポーツメガネ（以下、「使用可能アイウェア」という。）に限り着用する。ただし、着用可能アイウェアを準備できない場合、申し出により、メガネにゴムバンドを装着したものの着用が認められる場合があり、この場合、メガネが原因で着用した会員が負傷し、またはほかの会員、コーチその他関係者を負傷させた場合、すべて着用した会員の責とし、本教室及びコーチは一切損害賠償の責を負わないものとする。
- ④ ケガをした場合に装着する固定具（ギプス・副木・シーネ・ギプスシャーレ）の着用は禁止する。

#### 3. 活動日について

- ① 開催回数は、年度初めに1年間で46回分設定をし、荒天等の中止があった場合でも42回までは保証することとする。
- ② 活動日は、年度初めに会社が決定し、該当年度の「おとなのサッカー教室開催日程」に基づくものとする。なお、ヴィッセル神戸の主催する他のイベントが活動時間に重なった場合であっても振替対応は行わないこととする。
- ③ 施設等の事情により、本教室が開催できない月がある場合、総開催回数は次のとおりとする。なお、開催できない月は、原則年度はじめに会社から周知されるが、会員は、施設などの事情により年度途中にも周知される場合があることをあらかじめ了承する。

##### 【開催月】

- 11か月 42回設定（38回は保証する）
  - 10か月 38回設定（34回は保証する）
  - 9か月 34回設定（30回は保証する）
  - 8か月 30回設定（26回は保証する）
- ④ 前号において、開催できない月の月会費は発生しないものとする。
  - ⑤ 第3号の場合といえども、会員は、祝・祭日その他の休日との関係上、年により開催回数異なる場合があることをあらかじめ了承する。

#### 4. 活動時間について

- ① 1回の活動時間は、90分とする。ただし、姫路校のみ60分とする。
- ② 前号の定めに基づき、具体的な活動時間は、年度はじめに本教室が決定し、該年度の「おとなのサッカー教室開催日程」に基づくものとする。

#### 5. 開催の中止について

- ① 雨天でも開催されるが、荒天（大雪、雷、雨等）またはその他の理由で練習中止の場合や実施について検討を要するような場合は、会社は実施日の17時半頃を目途に公式ブログ及びメールにて案内する。
- ② 開催活動中に活動を継続できない急な天候の変化などがあった場合は、本教室の判断により活動を中止する場合がある。なお、雷による場合は、原則30分間待機するが、施設の許可があれば30分を待たずに再開される場合がある。なお、活動時間を30分間消化した場合は、開催回数に含むものとする。

#### 6. 欠席について

- ① 欠席の連絡は、不要とする。
- ② 欠席による会費の返金は、しないものとする。

#### 7. 活動の振替について

- ① 中止となった活動日は、開催回数に含まないものとする。なお、年間の開催回数が42回（11か月開催の場合38回、10か月開催の場合34回、9か月開催の場合30回、8か月開催の場合26回）に満たない場合、会社は改めて振替日を設定して案内する。
- ② 振替の参加資格は、振替開催日に振替開催クラスに在籍している会員が有するものとする。
- ③ 中止の場合も含め、会員の諸事情による所属クラス以外の振替はできないものとする。
- ④ 振替調整を可能な限り行っただうえ、第3章2.に定める年間開催保証回数に満たない場合は、同保証回数から不足する開催分1回につき2,750円（税込）（休校在籍者の場合は、1,375円（税込））を返金する。なお、本教室の開催中止日に在籍している会員をその対象とする。※姫路校は1,900円（税込）（休校在籍者の場合は、950円（税込））

#### 8. 練習人数の定員について

会場の広さと指導者の人数に応じて、各クラスで定員を定められるために希望クラスに参加できない可能性があることをあらかじめ了承する。

#### 9. 会費について

##### ① 会費

ア 入会金—初めての入会時（入会後に退会して、再入会した場合を含む。）に10,000円（税込）

なお、返金する旨定めがある場合を除き、いかなる場合も一度納入された入会金は返金されない。

イ 年会費—3,000円（税込）

なお、次号アの月会費の春期分と合わせて納入するものとする。また、本号アの入会金の納入があった年度の年会費は発生しないものとする。

ウ 月会費—10,500円（税込）

ただし、姫路校のみ、7,200円（税込）

※消費税が変更された場合、会社は月会費を変更し、事前に案内する。

##### ② 納入時期

本スクール生等は、月会費を毎月、前月の20日に前納しなければならない。また、各期日が会社の休業日の場合はその前の会社の営業日を期日とする。

##### ③ 家族優待制度

本教室活動に参加する新規入会者で、その同居する家族が会員であるときに入会する場合、新規入会者の入会金及び月会費の1ヵ月分を無料とする。

#### 10. コースもしくはクラスの変更について

会員が、コースもしくはクラスの変更を希望する場合は、前月の15日（15日が休業日の場合はその前の営業日）までに本教室の運営事務局に会社が指定した方法にて「各種専用届」を提出しなければならない。ただし、変更希望先が定員に達している場合はキャンセル待ちとして登録する。

#### 11. 休会について

- ① 会員が1か月以上活動に参加できない場合は、休会できるものとする。この場合、本教室の運営事務局に会社が指定した方法にて「各種専用届」を提出しなければならない。ただし、1か月以上前にさかのぼっての休会は認められない。
- ② 休会中の月会費は、通常時の半額とする。ただし、休会期間が1ヵ月に満たない場合は、会員は通常月会費を支払わなければならない。

- ③ 前号の規定により月会費の返金が生じる場合は、会社は会員が後日指定する口座に入金するものとし、その際に生じる振込手数料は会員の負担とする。なお、休会期間は、休会日から復帰した日までとし、当該期間を1ヵ月単位で区切って合計した月を前号の対象とし、端数が生じた日数は切り捨てるものとする。

## 12. 退会について

- ① 会員が退会を希望する場合は、当月の15日（15日が会社の休業日の場合は、その前の営業日）までに本教室の運営事務局に会社が指定した方法にて「各種専用届」を提出しなければならない。
- ② 月会費の返金が生じる場合は、会社は後日会員が指定する口座に入金して返金する。その際に生じる手数料は会員の負担とする。
- ③ 第3章8. ②イの督促を受けたにもかかわらず、会員が督促期日までに納入しないときは、会社は当該会員を退会扱いとする。

## 13. 除名について

- ① 会員が次の各項目に該当する場合、担当コーチの権限で除名処分とする。その場合、書面にて通知を行う。
  - 本教室の名誉を著しく傷つけた場合
  - コーチ、他の会員、会場・関係者等に身体的若しくは精神的な苦痛を与えるなど問題行動のあった場合。  
(具体例)
    - 暴力により傷害を負わせる行為
    - SNSなどで誹謗中傷する行為
    - 著しい暴言を吐く等により人格を否定する行為
  - 施設の規約や本規約を遵守しない場合
  - 暴力団や反社会勢力その他これに準ずる団体に属し、又はこれらの団体に関与していると認められた場合
- ② 前号の規定により、月会費の返金が生じる場合は、会社は後日指定口座に入金するものとし、その際に生じる振込手数料は会員の負担とする。なお、除名処分された月の月会費は返金されないものとする。

## 14. 再入会について

会員は、退会後に再入会を希望する場合は、再び入会金が発生することあらかじめ了承する。なお、前項に基づき除名された会員は、再入会することはできない。

## 15. 負傷・疾病について

- ① 会員は、活動中に生じた負傷をカバーするため、本教室が指定するスポーツ傷害保険に加入するものとする。なお、保険料は会社が負担し、付保対象範囲は会社の裁量に基づくものとする。
- ② スポーツ傷害保険の付保対象範囲外の負傷その他事故については、会社(コーチ等を含む。)は一切損害賠償の責任を負わないものとする。
- ③ 活動中の負傷・疾病により、会社は会員が自力での帰宅が困難と判断した場合、会員の家族に連絡をして状況を説明し、会員の家族は速やかに迎えに来なければならないものとする。なお、会員の家族に連絡がつかない場合、担当コーチは自らの車両を使用することなく、タクシーを使用(会社は3,000円(税込)を上限として実費を負担するが、当該金額を超える場合は、超えた金額は保護者の負担とする。)して同行し、会員の自宅または会場近隣の病院へ送るものとする。

## 16. 盗難・紛失・破損及び忘れ物について

- ① 活動中に生じた盗難・紛失・破損その他の事故については、会社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、会社(コーチ等を含む。)は一切の責任を負わないものとする。
- ② 忘れ物については、本教室の会場担当者またはコーチが保管し、保管日から2週間経過したのち通知されることなく処分されるものとする。

## 17. 教室の休止、閉校について

- ① 本教室は、施設の閉鎖、会員の減少など正当なる理由がある場合は、会社が1か月の予告期間をもって会員に通知の上、本教室開催または各クラスを休止または閉校することができる。ただし、不慮の事故など、会社の予測を超えた事由が生じた場合は、会員は会社からの通知なしに休止または閉校する場合もあることをあらかじめ了承する。
- ② 休止または閉校の時点で、該当クラスの在籍期間が1年未満の場合は、入会金は返金されるものとする。ただし、他のクラスへの編入その他本教室での活動を継続する場合は、この限りではない。
- ③ 休止または閉校に伴い、他のクラスへの編入その他本教室での活動を継続する場合において、活動していなかった期間(活動しなかった日から活動を再開した日が1か月に満たない場合は1か月、1か月以上2か月未満の場合は、2か月として取り扱い、それ以上の場合も同様として取り扱う。)の月会費は返金されるものとする。

#### 第4章 【情報の管理】

---

1. 本教室および会社は本教室在籍中に知り得た会員に関する情報（以下、「会員情報」という。）を以下のとおり管理するものとする。
  - 本教室および会社は会員情報を本教室及び会社の運営に利用するほか、本号アに定める場合並びに公的機関の要請を受けた場合を除き、一切の会員情報を第三者に提供、開示しないものとする。
  - 本教室およびクラブから、皆様の個人情報を利用してイベント情報や商品・サービスの情報等を郵便や電子メール等で送る場合がある。
2. 会員は、次の各項目に定める内容を予め了承する。
  - 会社が本教室の様子を記録（写真・動画等の形式を問わない。記録されたものを以下「本記録」という。）しており、本記録が会員の容貌を含む可能性があること。
  - 会社が、本教室を含む会社の事業の運営に資すること（広告、広報を含むがこれに限らない。）を目的として本記録を利用し、又は第三者に利用させること。なお利用の期間や媒体は問わないものとする。
3. 会員は、本教室の運営・広報活動のため、本教室活動中の写真が、会社が運営または許可する広告媒体（ホームページ、パンフレット等）に掲載されることをあらかじめ了承する。

#### 第5章 【本規約の改訂】

---

会社は、本規約を変更する場合、その影響及び本教室の運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法により会員等に通知するものとする。変更後の規約は、会社が定めた日又は会社所定の一定の予告期間が経過したときにその効力を生じるものとする。

#### 第6章 【その他】

---

問題が生じた場合は、随時、会員の意見を参考に会社と会員が互いに誠意をもって問題解決に努める。なお、会社および本教室は、会員の匿名のクレームその他の意見は受け付けられないものとする。

2026年4月1日より施行

ヴィッセル神戸おとなのサッカー教室  
(楽天ヴィッセル神戸株式会社)